

2019年6月17日

高等教育キーパーソン各位

地域科学 KKJ セミナーニュース 517

大幅な新設条項の詳解と対応—

改正私学法の要点とガバナンスの深化策

～ 法人責務と大学運営／役員責任の明確化／監事権限の拡大／情報公表の強化 ～

ご参画・ご派遣のお願い

【企画協力：学校法人 城西大学】

私立学校法が 2004（平成 16）年以來、15 年振りに大改正されました。「第 3 章 学校法人」（第 30 条～49 条）において、「条項」の「（新設）」が 28 項にのぼり、量的にみても抜本改正であることが分かります。

改正経緯をみても、「私立大学等振興検討会議」の『議論のまとめ』（2017 年 5 月）、「検討小委」の『学校法人制度の改善について』（19 年 1 月）を踏まえての政策展開となっています。

本セミナーでは、今次改正の徹底理解ということで 3 人のベスト講師をお招きしております。

第 1 講は、文科政策サイドから松坂浩史私学行政課長氏に「令和元年改正のねらい」「改正主要事項」そして「今後の運用」について詳細いただきます。

第 2 講は、私学法制の研究者として、2004 年改正及び 14 年学教法改正との関連で、緻密な論を展開された堀雅晴氏（立命館大学教授）に、批判・検証を逐条的に論展いただきます。

第 3 講は、私学事業団のプロパーとして、全国の学校法人の実態把握と経営相談の豊かな経験及び個別法人理事長体験を有する西井泰彦氏（私大協附置私高研主幹）に、ホットな政策評価と学校法人の経営戦略への助言をいただきます。

3 者 3 様のスタンスから、“共通認識”と“残る課題”を明確化させるとともに、参加各位との意見交換の場となれば、幸いです。

なお、KKJ としては、2004 年改正以降、下記について再三、問題提起しております。

1. 「登記」は理事全員とし、「代表」「常務」「非常勤」の区分を行う。
2. 大学HPのトップページには、学校法人へのリンクを貼る。
3. 「法人概要」として、「理事／監事／評議員（非常勤者は本務所属）の氏名」、「寄附行為」等、「事業概要」には、「中長期計画」「事業計画・事業報告」「監事監査報告」「付帯・収益事業」等及び「財政概要」等。